

今回から6回シリーズで「障害者」について広く理解していただくことにします。

今回とりあげています、ノーマライゼーションとは、高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方で、1950年代にデンマークのバンク・ミケルセンが大きく関わったもので、その後の障害福祉の基本をなしたものです。

ノーマライゼーション

障害者の生活実態

障害者基本計画

障害者の雇用制度①②③

発達障害①②

## ① ノーマライゼーション(Normalization)とは

日本でそうであったように知的障害者(精神)は山里の人気のない「施設」に隔離された状態で生活を送っていましたが、バンク・ミケルセンらは、隔離施設においては「障害者の人格の尊厳や人権の保護」を十分に行うことが難しいと結論づけ、健常者と障害者(高齢者)が地域社会の中で共に生活する状態こそがノーマル(普通)だとしました。

現在では、ノーマライゼーションの社会福祉理念は地域社会における健常者・障害者・高齢者の区別がない共生となりましたが、もともとは隔離施設における人権が発端だったのです。バリアフリーやユニバーサルデザインの普及はそうした考えを具現化したものなのです。

## ② 障害者の実態は・・・

出展:社会福祉士養成講座「障害者福祉論」中央法規2009年版

障害者の実態を理解していただくためにあげたのが右の表です。合計で722万人の方が対象となっており、全人口の6%にあたります。

日本では、戦後の混乱期の障害児に対応した施策からはじまり、知的障害者への拡大、また戦後の傷痍軍人に対応する形で身体障害者の方策が整備されました。

また、世界的に見ると、1981年の国際障害者年を機会に、障害者の人権の具体的な取り組みがあり、2006年には国連の「障害者の権利に関する条約」が発効されました。

しかし、日本は署名したにも関わらず、まだまだ国内法の未整備があり、条約に批准していないのが現状です。現在、法整備の段階にあるといえど、2007年の署名以来すでに7年経過しており、権利保障の実効ある段階になるのはいつになるのでしょうか。訂正1月20日に批准しました。昨年、障害者差別解消法が制定されたことで、国内法の整備が整い批准に至りました。1月20日に批准書を国連に寄託しました。効力を発するのは、寄託してから30日目の2月19日とのことです。

単位:万人	総数	在宅者	施設入所者
18歳未満	9.8	9.3	0.5
18歳以上	356.4	348.3	8.1
身体障害児・者	合計	357.6	8.7
18歳未満	12.5	11.7	0.8
18歳以上	41.0	29.0	12.0
年齢不詳	1.2	1.2	0.0
知的障害児・者	合計	41.9	12.8
18歳未満	16.4	16.1	0.3
18歳以上	285.8	250.8	35.0
年齢不詳	0.6	0.5	0.1
精神障害者	合計	267.5	35.3